**くらしの情報**

**物価高騰支援給付金を支給します**

　物価高騰による負担軽減のため、低所得世帯へ物価高騰支援給付金を支給します。

対象　令和5年12月1日現在、次ののいずれかに該当する世帯　①令和5年度分の住民税が均等割のみ課税である世帯②令和５年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯

支給額　①1世帯当たり10万円①②平成17年4月2日以降に生まれた子ども1人につき5万円

申請方法　郵送された書類の記載内容を確認し、必要事項を記入・必要書類を添付した上で6月28日（金曜日）までに提出

※世帯員の中に令和5年1月2日以降の転入者がいる場合や、令和4年の所得について未申告の人がいる場合には、4月上旬までに「申請書」を郵送する予定です。

問い合わせ 物価高騰支援給付金コールセンター 電話0120-092-010

**春の交通安全県民総ぐるみ運動を実施します**

一人一人の心がけで交通事故を防止しましょう。

実施期間　4月6日（土曜日）～15日（月曜日）

交通事故死ゼロを目指す日　4月10日（水曜日）

運動の重点　①子どもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践②歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行③自転車・電動キックボードなどの利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

問い合わせ 防災安全課交通防犯担当 電話23-5144

**市内の中小企業者・小規模企業者を支援します**

　市内の中小企業・小規模企業の事業拡大を支援します。

　詳しい内容については、問い合わせください。

■おおさきチャレンジ創業応援事業費補助金

　市内での創業に対し、その経費の一部を補助します。

補助額　UIJターン型：補助対象経費の3分の2以内（上限100万円）女性・若者創業者：補助対象経費の3分の2以内（上限100万円）一般型：補助対象経費の2分の1以内（上限100万円）

※5月上旬に面談を行い、交付決定を判断します。

■商店街空き店舗活用事業補助金

　商店街の空き店舗を賃借し、開業する場合の店舗改装費、設備・備品費、広報費、商品開発費などを補助します。

※指定区域の空き店舗で営業を開始する店舗に限ります。

補助額　補助対象経費の3分の2以内（上限100万円）

■共通事項

対象　市内で創業する、市税などの滞納がない人で、地域の商工団体から推薦を受けている人

※改装工事や備品購入先などは、原則として市内の業者が対象となります。

募集期間　4月1日（月曜日）から予算に達するまで

相談・申込先　古川商工会議所（電話24-0055）、大崎商工会（電話52-2272）、玉造商工会（電話72-0027）

問い合わせ 産業商工課商業振興担当 電話23-7091

**固定資産課税台帳などの縦覧・閲覧ができます**

共通事項

期間　4月1日（月曜日）～5月31日（金曜日）（土・日曜日、祝日を除く）

場所　税務課土地担当・家屋担当、各総合支所市民福祉課税務担当

持ち物　本人確認書類（運転免許証など）、賃貸借契約書（借地人・借家人が申請する場合）、本人自署（法人は代表者から）の委任状（代理人や法人が申請する場合のみ）

■土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

　固定資産税の納税者は、他の土地や家屋の価格と比較して、所有する土地や家屋の価格が適正かどうかを確認することができます。

対象　土地・家屋の固定資産税の納税者

内容　土地価格等縦覧帳簿（所在、地番、地目、地積、価格）、家屋価格等縦覧帳簿（所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格）の縦覧

■固定資産課税台帳の閲覧

　納税義務者などは、固定資産課税台帳のうち、本人の資産に対する記載部分（借地人・借家人などは、その使用または収益の対象となる部分のみ）を確認することができます。

対象　固定資産税の納税義務者借地人、借家人などの有償契約者

問い合わせ 税務課土地担当・家屋担当 電話23-2148